

# ねんきん通信

## 平成26年4月から年金機能強化法が施行され、国民年金の保険料の取り扱いが次のとおり変わりました。

### 1. さかのぼって免除申請ができるようになりました

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででした。平成26年4月からは過去2年（2年1か月前）までさかのぼって申請ができるようになりました。（学生納付特例も同様です）

【例】 免除・納付猶予の場合（平成26年4月に申請する場合）

	24年 3月		25年 7月		26年 4月		26年 6月
これまで			←申請が可能な期間→				
平成26年 4月から	←申請が可能な期間→		←申請が可能な期間→				
	←-----		2年1か月	-----→			

#### ※ご注意ください

- ・免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ・学生であった期間は、学生納付特例に限られます。
- ・免除は前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

### 2. 法定免除期間の保険料が納付できるようになりました

これまでは、法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い（追納制度といい、加算金が付く場合があります）のみ可能でした。

平成26年4月からは、法定免除期間のうちご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになりました。

【これまで】 障害基礎年金受給権発生



【平成26年4月から】

障害基礎年金受給権発生

免除に該当すると納付はできませんでした。（追納のみ可能でした）

納付申出始期



納付申出始期前の期間は追納のみ可能。

申出により納付が可能。

#### ※ご注意ください

- ・納付申出することができる期間は、平成26年4月以降の期間です。

### 3. 付加保険料も2年間納付できるようになりました

これまでは、付加保険料は納期限（翌月末）までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取扱いでした。

平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになりました。

#### ※ご注意ください

- ・付加年金は申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・国民年金保険料を納めていない月は付加保険料を納めることができません。
- ・国民年金基金に加入している方は付加年金に加入することができません。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160、告知端末5-8815)にお問い合わせください。